

牧之原市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき、
牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があつたので、
次のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 29 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 植田 博日



牧 総 第 126 号
令和 6 年 8 月 28 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 植田 博巳 様

牧之原市長 杉本 基久雄

財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

令和 6 年 7 月 31 日付け牧監第 41 号により通知のあった財政援助団体等監査
に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課
担当：辻
電話：0548-23-0050



令和6年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会福祉課

令和6年度の財政援助団体等監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監査指摘事項	措置状況
<p>【社会福祉課】</p> <p>1 補助金の交付においては、公益上の効果が充分に発揮されているかを含め、実績報告書等による補助金の効果の検証や、事業の評価を行うことが重要である。このことを踏まえ、今後も適正かつ効率的、効果的な補助事業の執行に努められたい。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>1 介護職の高齢化や人手不足については依然厳しい状況が続いていること、事業内容を調整する等日頃から御苦労されていることが伺える。市民へのサービス提供体制が脆弱にならないよう、今ある人材を有効に活用する方策を検討するとともに、アクティブシニアの活用等により、引き続き職員の人材確保に努められたい。</p>	<p>【社会福祉課】</p> <p>1 補助金の交付については、補助金交付要綱に基づく交付確定時の内容審査を始め、社会福祉協議会とのヒアリング等において事業評価を行い、補助事業の適切かつ効率的、効果的な執行に努めます。</p> <p>なお、事業評価については、牧之原市地域福祉推進協議会・牧之原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会で実施する「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の年度評価も参考として、補助金の効果検証に努めます。</p> <p>【社会福祉協議会】</p> <p>1 介護保険事業につきましては、慢性的な人材不足により、余儀なく事業縮小をせざるを得ない状況となっておりますが、介護人材の視野を広げて介護職の従事に意欲のある元気な高齢者にも社会参加を呼びかけ、介護職の働き手の確保に努めます。</p> <p>また、従事する際には、労働時間の柔軟な対応など働きやすい環境を整備していくとともに、適切な介護ニーズを把握することで、市民に頼られる介護保険サービスを提供してまいります。</p>